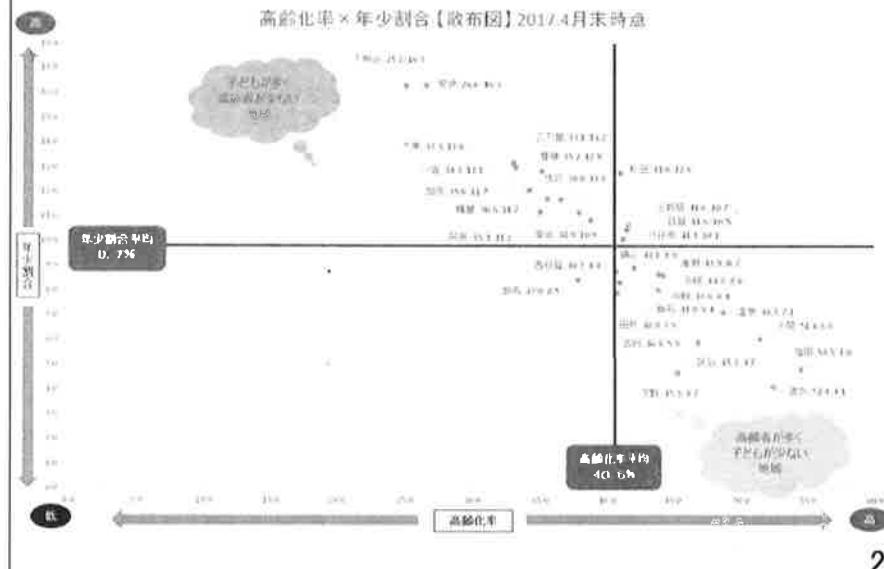


雲南市の小規模多機能自治 ～市民と行政による協働のまちづくり～

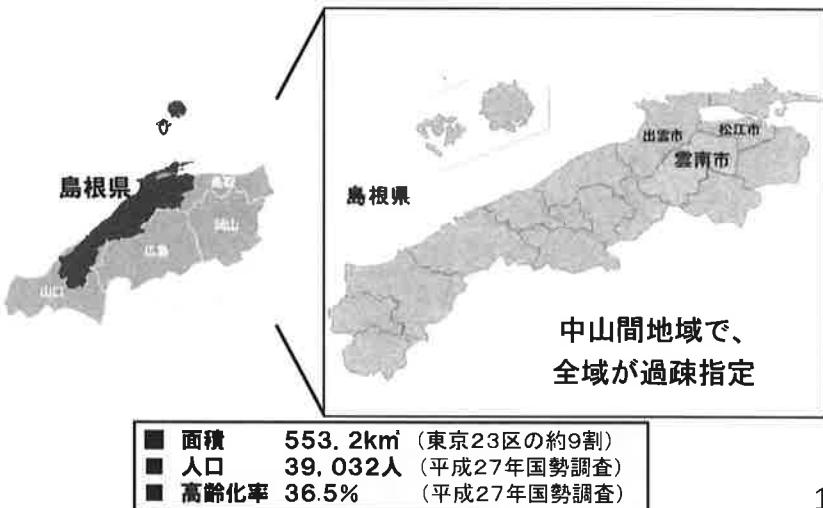
平成30年11月19日
内閣府「小さな拠点づくり」ブロック別研修会
<高知会場>
(雲南市政策企画部地域振興課)

雲南市における地域特性の違い



雲南市の概要

- 平成16年11月1日、6町村で合併し、「雲南市」誕生。



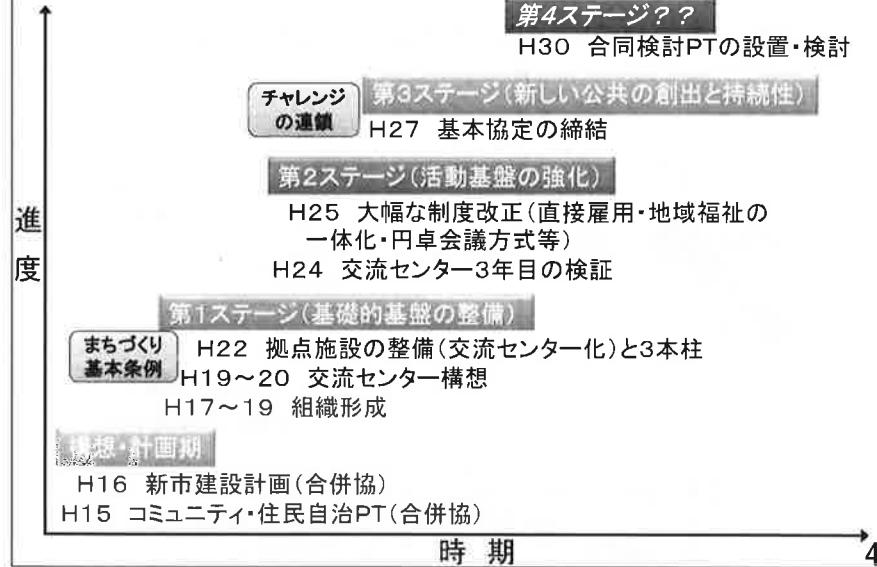
小規模多機能自治の仕組み

小規模ながらも、 = 概ね(小)学校区域
様々な機能をもった、 = 分野横断し、統合
住民自治の仕組み = 住民の参画・協働

特徴

- 協(総)働の仕組み
 - ...市民一人ひとりの力を發揮する仕組み
 - ...自治の原点を取り戻す仕組み
 - ...参加だけでなく、参画につながる仕組み
- 自治体内分権の仕組み(全域対象)
- 人口減・少子高齢化にも対応する仕組み

これまでの系譜



4

雲南市まちづくり基本条例

平成20年3月議会議決(平成20年11月1日施行)

(前文 抜粋)

～中略～

「まちづくりの原点は、主役である市民が、自らの責任により、主体的に関わることです。ここに、市民、議会及び行政がともにこの理念を共有し、協働のまちづくりをすすめるため、雲南市まちづくり基本条例を制定します。」

(目的)

第1条 この条例は、雲南市におけるまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、その基本となる事項を定め、協働のまちづくりをすすめることを目的とします。

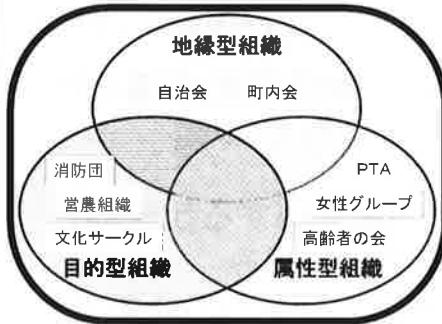
… 雲南市のまちづくりの基本 = 「協働のまちづくり」

そのためには ⇒ 市民が主体的に関わることが必要。
市民が主体的に関わる = 「住民自治」

5

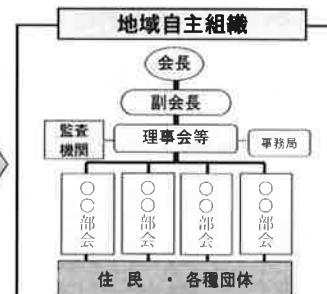
市民力を地縁単位で結集

概ね小学校区域で
あらゆる団体が結集



“1世帯1票制”
ではなく
“1人1票制”

地域の総力を結集し、
地域課題を自ら解決！



地域の経営体
(住民自治のプラットホーム)

～考え方～

地域自主組織の結成

町名	地域自主組織名	拠点施設名	人口	面積	地区別	開設年	
大里町	1.大里地区自治委員会	大里交流センター	3,701	1,263.32 12.2%	14.68	1998.03.1現立	
	2.春陵地区巡回協議会	春陵交流センター	2,232	101.33 37.7%	12.01		
	3.椿屋地区巡回協議会	椿屋交流センター	1,547	467.35 36%	13.61		
	4.佐世田巡回協議会	佐世田交流センター	1,609	499.37 39%	14.72		
	5.河内地区巡回協議会	河内交流センター	1,194	291.35 50.1%	11.68		
	6.久野地区巡回協議会	久野交流センター	1,572	209.40 50%	28.41		
	7.瀬浪地区巡回協議会	瀬浪交流センター	1,678	537.40 52%	38.36		
	8.塩田地区巡回協議会	塩田交流センター	148	63.32 10%	18.76		
	9.加茂まちづくり協議会	加茂交流センター	6,028	1,924.33 18%	39.91		
	10.八日市地域づくりの会	八日市交流センター	905	400.40 55%	1.02		
	11.三新境まちづくり協議会	三新境交流センター	1,939	381.41 30%	1.20		
	12.新市いきいき会	新市交流センター	551	185.27 37.5%	0.65		
	13.下熊谷ふれあい会	下熊谷交流センター	1,672	410.29 68%	2.57		
	14.斐伊地域づくり協議会	斐伊交流センター	2,159	719.25 65.5%	5.48		
	15.吉田公主相談会	吉田交流センター	1,548	482.36 65%	29.77		
	16.西日登地区相談会	西日登交流センター	1,997	339.40 51%	13.19		
	17.吉田地区巡回協議会	吉田交流センター	475	172.49 26%	18.96		
	18.三刀屋地区まちづくり協議会	三刀屋交流センター	2,560	967.29 73%	4.95		
	19.一宮地区巡回会	一宮交流センター	1,961	622.34 66%	16.91		
	20.鶴見の里いきいき会	鶴見交流センター	774	261.40 96%	13.48		
	21.運動は愛らぎの里つくり朝山町	朝山交流センター	1,404	450.38 99%	23.64		
	22.中野の里づくり農育会	中野交流センター	524	207.47 0.01%	23.50		
	23.吉田地区巡回協議会	吉田交流センター	1,017	350.45 23%	56.05		
	24.鶴見地区巡回協議会	鶴見交流センター	169	54.44 9.7%	15.09		
	25.田井地区巡回協議会	田井交流センター	605	206.39 32%	40.93		
	26.桃井地区巡回協議会	桃井交流センター	1,471	541.35 50%	20.61		
	27.多摩の里	多摩交流センター	470	166.44 26%	17.70		
	28.松笠振興協議会	松笠交流センター	347	107.49 39%	16.02		
	29.あこommunity巡回会	送多交流センター	323	147.50 46%	29.28		
	30.入間地域コミュニティ相談会	入間交流センター	265	114.29 43%	28.09		
			計	29,519	13,369.35 73%	553.17	

・H19年度に市内全域で結成完了
・住民発意により発足

■地域自主組織数=30組織
■拠点数=30交流センター

※H19.9.30 市内最後の地域自主組織が発足。

(当時44組織目)
※H22.4.1、掛合地区で3つのコミュニティが1つに統合。

(市全域で42組織目)
※民谷分校の閉校を契機に、

H26.1.21. 民谷地区振興協議会
が吉田地区から分離独立。

(当時43組織目)
※加茂町では14組織を一本化し、

H27.3.8. 加茂まちづくり協議会が
発足。(市全域で30組織に)

6

7

地域自主組織

■面積規模

0.85~73km²程度
(平均約18.45km²)

■人口密度

10~925人/km²程度
(平均193人/km²)



■人口規模
200人弱～6000人程度
(平均約1350人)

■世帯数
60弱～1900世帯程度
(平均約440世帯)

— 概要 —

■公民館の交流センター化と指定管理の導入

→H22年度～導入(H21を1年先送りし周知期間に)

→指定管理は、H22～24で段階的に導入

■3本柱(地域づくり・生涯)

■組織・人員体制の確立

→3本柱に応じた人員配置と処遇確定

■地域の自主性に基づく →交付金制度の導入

■市との協働のかたちづくり

…市は、財政支援、人的支援、情報支援、人材育成等
→H21～地域づくり担当職員を導入

雲南市の地域づくり活動のあり方に関する報告書

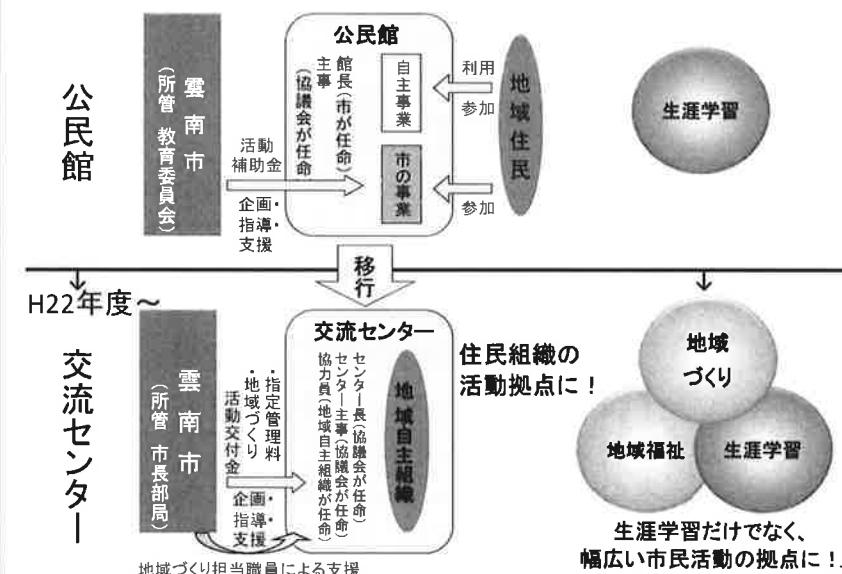
平成20年3月 雲南市地域づくり活動検討委員会



委員32名

(地域、社協、公民館運営協、有識者)

活動拠点施設の整備



交流センター移行3年目(H24)の検証と改善 ～第2ステージ～

総評

交流センターは、地域自主組織の拠点として、概ね順調に移行、運営されている。ただし、現行制度の一部に改善の余地がある。
また、一部地域では前向きな取り組みが芽生え始めており、新たな支援策が必要。

交流センター職員と地域自主組織の方向性

1. 交流センター職員と地域自主組織の一体化が必要。
(施設管理業務+地域自主組織業務)
2. 事務局体制は、業務量に応じて充実が必要。
3. 職員体制、処遇は、地域の実態に応じたものに。

地域福祉の方向性

★地域ぐるみの福祉が推進できるものに！

そのためには...

1. 地域自主組織への実質的な一体化が必要。
2. 地域の自主性・数量性を尊重できるものに。

生涯学習の方向性

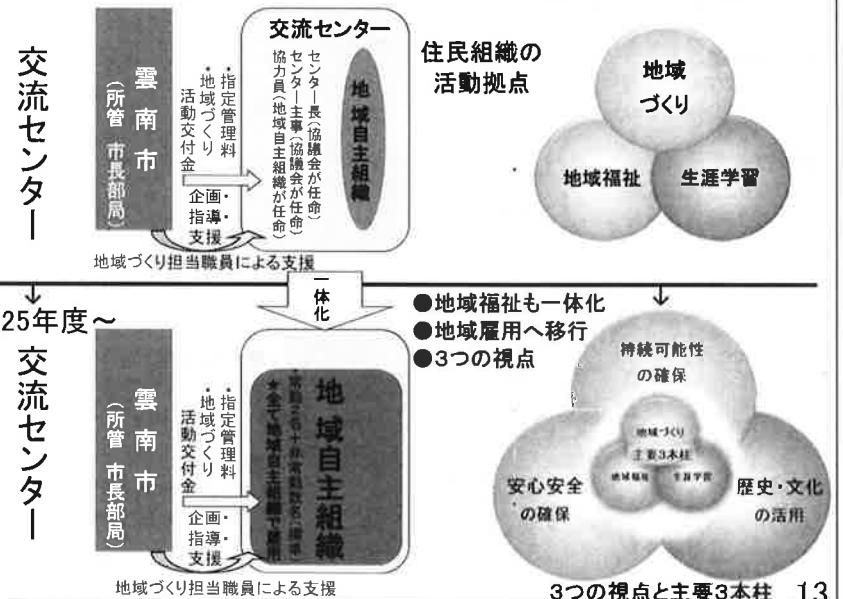
1. 現在の方式を継続。
2. ただし、社会教育行政として求める部分は明確に示し、きめ細かな対応が必要。
3. 橫断的な連絡の場、中学校と各地区との連携が必要。

施設関係の方向性

- ・超高齢化社会への対応が必要（“交流”可能なものに）。
- ・事務室スペースの確保は必須（業務量は増加傾向）。
- ・住民の利便性と防災機能の観点が必要。

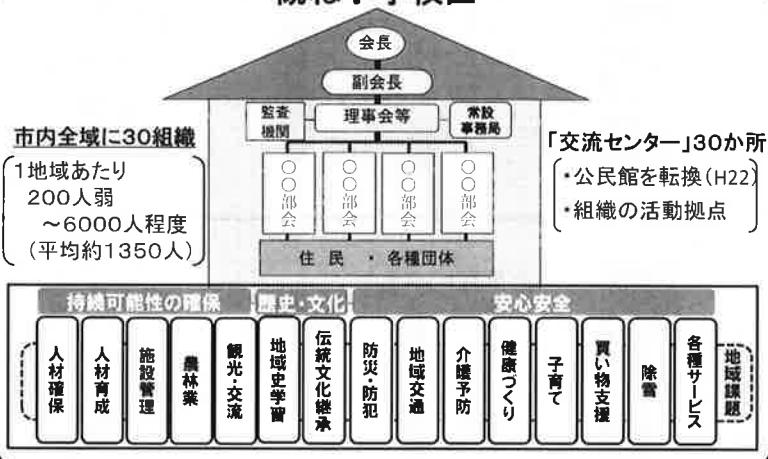
12

活動基盤の強化(組織と拠点・地域福祉の一体化)



組織＆拠点施設＆常設事務局

～概ね小学校区～

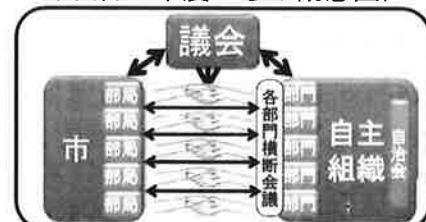


14

地域と行政の協議の場

■平成25年度から、「地域円卓会議」を本格導入
※地域と「直接的に・横断的に・分野別で」協議

(平成25年度からの概念図)



具体的な方法

円卓会議方式



15

地域同士の学び合い・高め合いの場 ～地域自主組織取組発表会(H24～29)～



地域の方が、相互に活動を紹介し合う場
…年3回(H27まで2回)に分けて発表

16

基本協定書の骨子

1. 相互に対等な立場
 2. 地域と行政が協働でまちづくりに取り組むこと(第1条)
 3. 相互の役割を明確にすること(第2条)
 - ※ 地域自主組織はその区域を包括する地域の主体者としての役割を担う
- (1) 必須業務(市が依頼)
…統一して実施する必要がある業務のうち、
行政が担うよりも効率的かつ効果的な業務
- | 地域の役割(必須業務) | 市の役割 |
|---|-----------------|
| ■ 配布・回覧・周知(行政連絡業務) …詳細は各町で取り決め | ・情報の提供 |
| ■ 地域要望の把握 …緊急時を除き、できるだけ経由 | ・研修機会の提供 |
| ■ 各種委員等の推薦 …統計調査委員、投票立会人、民生・児童委員 | ・人的支援 |
| (2) 選択業務(協議の上、地域が受託)
…地域の自主性を尊重し、地域の主体性や
個性を生かす業務 | ・活動資金の提供 |
| | ・活動拠点施設の提供 |
| | ・その他相互に必要と認めること |
4. 情報共有・協議の場を設けること(第3条)
 5. 情報管理(第4条) …個人情報の扱いなど
 6. 有効期間(第5条) …3年間、自動更新

18

地域と行政の協働のまちづくりに関する基本協定書 ～第3ステージ～

■きっかけ

各町の自治会連合組織の解消に伴い、平成26年2月5日、及び3月19日に開催された雲南市地域自主組織連絡協議会において、次のような方針が確認された。

- ① 地域の協議窓口は、地域自主組織とすること。
- ② 地域自主組織と市の相互の役割をより明確にすること。
- ③ 平成28年度からの適用を目指に進めること。



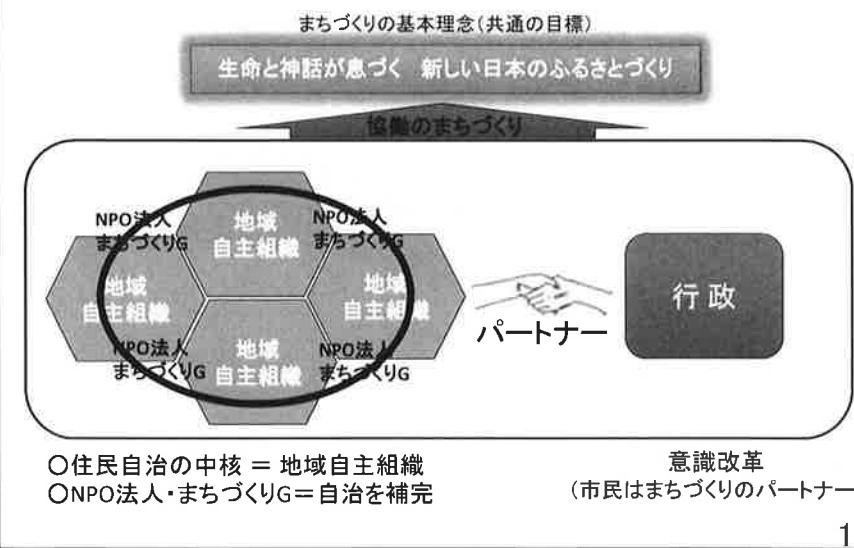
平成27年11月25日
各地域自主組織と雲南市で締結



平成28年度から発効中

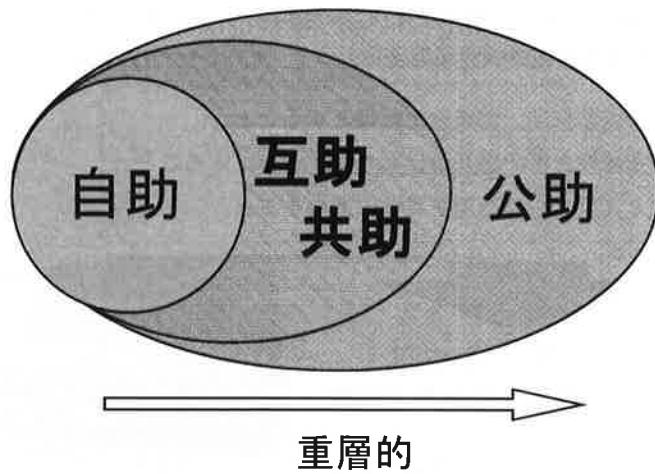
17

市民と行政が 垂直的関係から水平関係に (統治的) (協働)



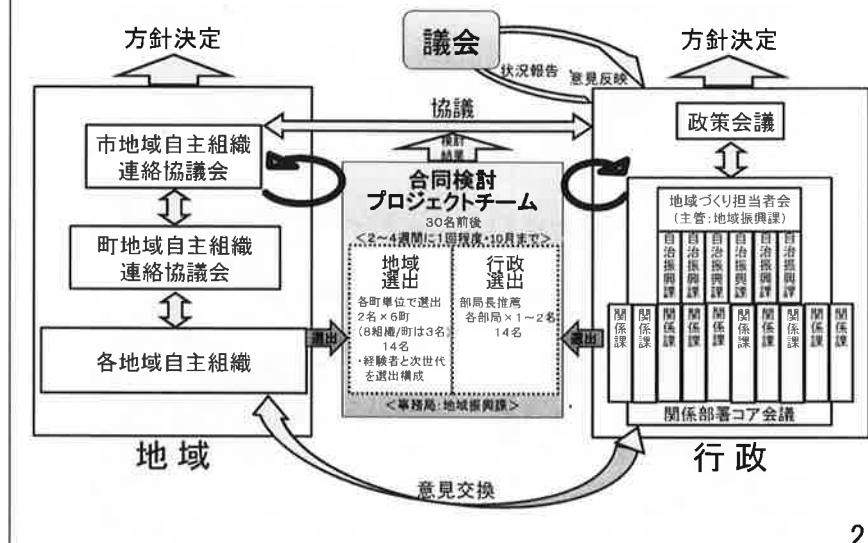
19

補完性の原則に基づく優先度



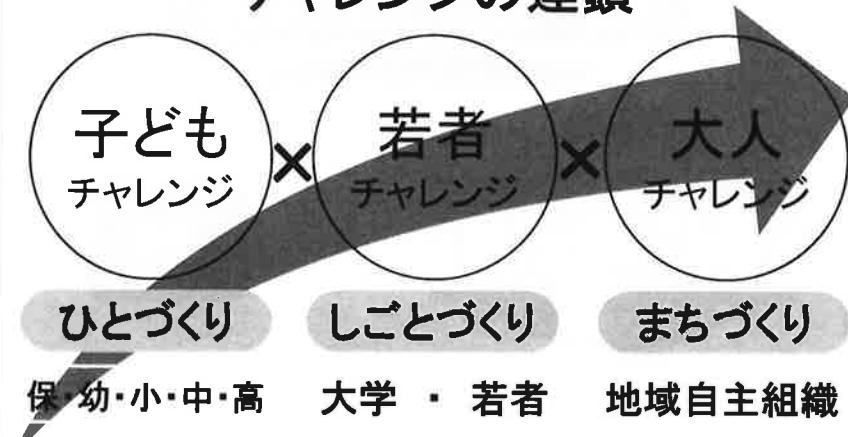
20

H30地域と行政の今後のあり方検討体制 ～第4ステージに向けて～



21

H27～くまち・ひと・しごと創生 雲南省総合戦略> 日本で一番チャレンジに優しいまちへ！ ～チャレンジの連鎖～



22

先行他自治体での停滞事例から言えること

- ①「協働」が明確になっておらず、浸透していない。
...行政のため？というやらされ感
- ②地域と行政が、対等ではなく上意下達的。
...“小さな役所”、“やってもらう”という行政の意識
- ③補完性ではなく、役割分担という名のもとに線引き。
- ④住民自治の仕組みになっていない。
...例)事務局が行政の身分、
指定管理の仕様書にソフト活動を規定など
- ⑤進度に応じた対応がなされておらず、柔軟性に欠ける。
...例)いきなり交付金化し、単にイベントが増えただけ
- ⑥制度のみで、適切な仕掛けがなされていない。
...学び合い、磨き合いの機会がないなど

住民自身による、住民の主体的活動が基本！

23

一般的な地縁組織の収益活動に関する所感

- 最低限、会費は必要。
- 非営利活動のための収益活動で、持続性の確保が前提。
- 少しの大きな収益よりも、多くの小さな収益。
 - …自動販売機設置手数料、受託手数料、視察料
 - リサイクル手数料、太陽光発電など
- 一石二鳥・三鳥型が特に効果的
- 活動の特性上、公共財源の獲得はチャンスになり得る。
 - …指定管理業務、受託業務(水道検針など)、各種補助金
 - 生活支援CN、中山間地域等直接支払事務 など

24

(雲南市ブランドメッセージ)

幸運なんです。

雲南です。

わたしたちの雲南市には
実にさまざまな幸があふれています。

美しい日本の原風景、自然の幸。
神話に彩られた史跡や文化遺産、歴史の幸。

毎日が新鮮、たわわな食の幸。
そして親(ちか)しく交わされる笑顔、人の幸。
変化が求められる時代に、
これだけの幸に恵まれた幸運に感謝して

このまちに生まれ、育ち、暮らすことに誇りを持ちたい。

幸運なんです。雲南です。

